

「内務省委託本」調査レポート

第6号：内務省発行『図書日報』と納本事務

2013年3月(報告/牧 義之)

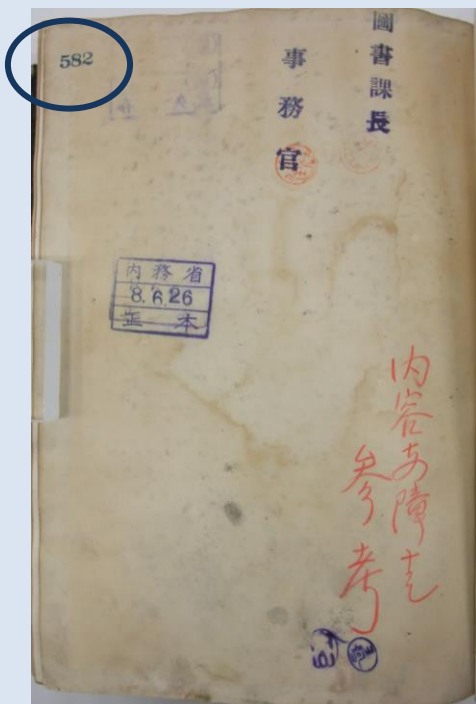
発行:千代田区立千代田図書館

戦前期の日本では、中央官庁の一つであった内務省が出版物の検閲を行っており、全国で出版されたさまざまな本が内務省に納本されていました。1937(昭和12)年頃以降、内務省で検閲業務に用いられた原本の一部が、千代田図書館の前身である駿河台図書館をはじめとする市立図書館4館に委託されることになりました。当館では、これらの資料を「内務省委託本」と呼び、現在約2,300冊が確認されています。

当館の所蔵する「内務省委託本」は、実際に検閲に使用されたもので、内務省の係官が内容をチェックするために引いた赤線・青線、出版の可否についてのコメントなどが残されています。発禁本は含まれていませんが、当時どのように検閲が行われていたのかを知ることができるという点で、出版史上貴重な資料です。当レポートでは、「内務省委託本」の調査研究により明らかとなった新事実について、様々な切り口からご報告いたします。

標題紙などに見られる数字の印

千代田図書館蔵「内務省委託本」の中には、表紙や遊び紙(見返しの次の頁)、あるいは標題紙に青いインクで1~3桁の数字の印が捺された本がある。例えば、『全国警察官殉職史』の遊び紙を見ると、「図書課長」「事務官」「内務省正本」などの印と共に、左上に「582」という印が捺されている。また、『東京府管内銀行職員録』の表紙には、「9」の印が捺されている。これらの数字の印は、「内務省委託本」や、現在、国立国会図書館に所蔵されている当時納本された図書にのみ見られるので、内務省における事務作業で捺されたものと思われる。しかし、数字が具体的に何を示すのかはこれまで不明で、『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』でも、この印に関する言及は無かった。

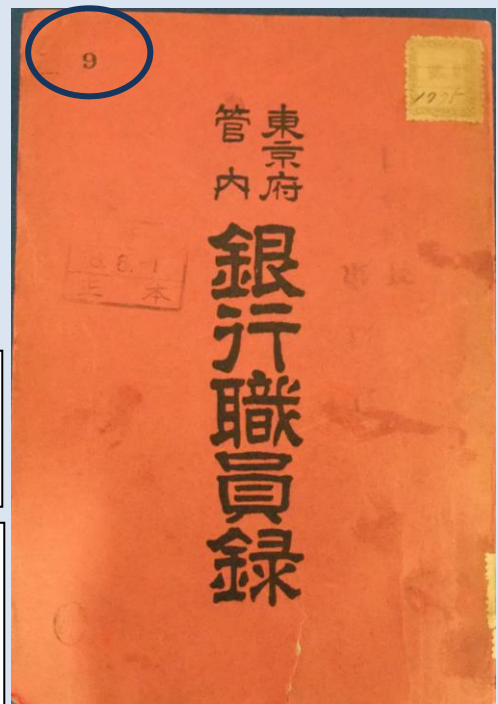


『全国警察官殉職史』遊び紙

佐藤三郎編
(河出書房、昭和8年6月)
千代田図書館所蔵
「内務省委託本」

『東京府管内銀行職員録』表紙

野口真正編
(銀行職員録発行所、昭和8年6月)
千代田図書館所蔵
「内務省委託本」



内務省が発行した『図書日報』

今回、この数字に秘められた謎を解く資料が千代田図書館蔵「内務省委託本」の中から見つかった。『図書日報』と題された4冊の書物で、内務省が作成した記録簿の一部である。戦前に刊行された参考図書の目録である『研究調査参考文献総覧』に、「内務省納本日報 内務省警保局日刊(謄写版)」としてタイトルは異なるものの、この本についての説明が記されている。

毎日納本する図書の検閲日報である。これを選輯したものが読売新聞、新事新報(『時事新報』か? : 筆者注)、国民新聞で発表されてゐる。(その大部分は帝国図書館館報で発表される訳である)

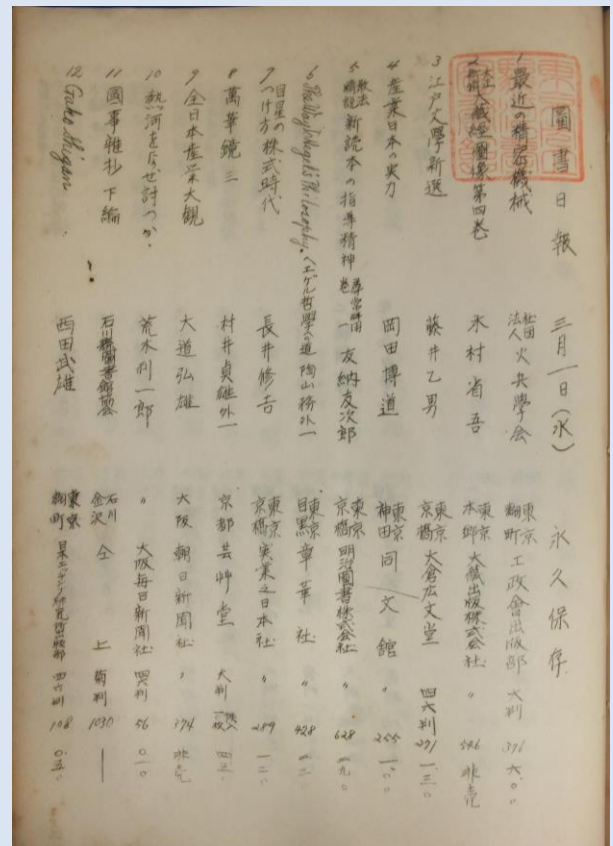
『研究調査参考文献総覧』(波多野賢一、弥吉光長共編、朝日書房、昭和9年9月)より、「図書目録一明治以降」の項目(P.29)

つまり、『図書日報』は内務省へ図書が納本された際、整理のためにつけられた「日報」だということである。当時の納本について簡略に記せば、戦前・戦中期においては、図書や雑誌、新聞を発行する際に検閲を受けるため、決められた部数を納本することが法律によって定められていた。内務省へは、図書の場合は発行の3日前までに2部、新聞・雑誌などの逐次刊行物については発行と同時に同じく2部を納本しなければならなかった。納本された2部のうち、1部が検閲に用いられる「正本」、もう1部は予備にあたる「副本」とされた。

『図書日報』の記載内容

千代田図書館には、『図書日報』の昭和8年3月から6月までの4か月分が所蔵されている。謄写版で、B4サイズの紙を二つ折りで袋綴じにし、1か月分を1冊に製本した状態である。現在のところ、『図書日報』は千代田図書館以外には所蔵が確認されていない。

『図書日報』の記載内容を少し詳しく見よう。日曜日を除く毎日記載があり、1日分を1枚に収めている(2枚にわたる日もある)。採録されているのは内務省の中で「永久保存」に仕分けされた刊行物のうちの図書のみで、月毎に通し番号が付けられている(「永久保存」については後で触れる)。

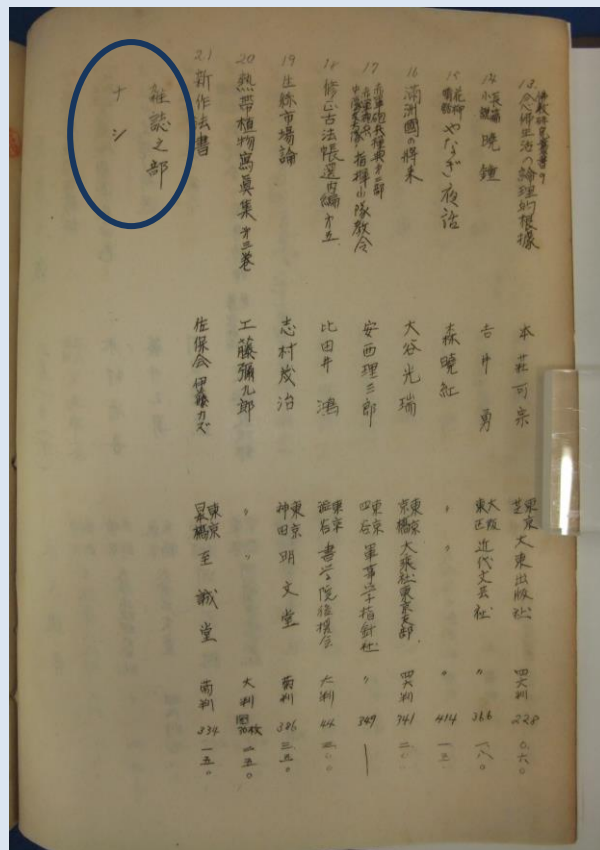


『図書日報 [昭和8年]3月] 3月1日のオモテ
〔内務省〕発行、昭和8年3月)

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

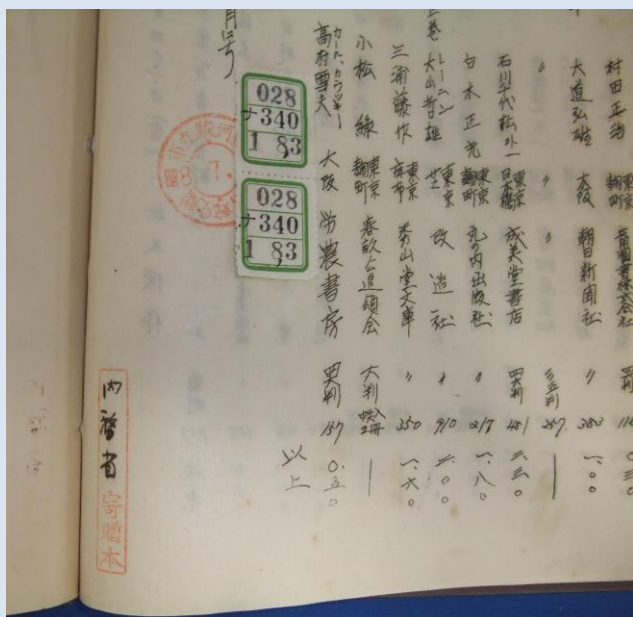
雑誌は誌名のみで通し番号は無く、「雑誌部」としてその日ごとに図書の後に記載されているが、[昭和 8 年]3 月 1 日のように、「ナシ」と記されている場合が多い。誌名が記載されているのは、『改造』、『中央公論』や『経済往来』といった総合雑誌の他、『ダイヤモンド』『オール読物』など、種類としては 10 誌程度である。

図書に関して記載されている項目は、上から順に番号、書名、著者名、発行者の所在地と発行者名、判型(本の大きさ)、総ページ数(枚数)、価格である。『図書日報』4 冊それぞれの本文最終頁に「東京市立駿河台図書館」の受贈印があり、3 月・4 月分の 2 冊は昭和 8 年 7 月 7 日、5 月・6 月分の 2 冊は昭和 8 年 8 月 15 日の受け入れである。4 冊とも「内務省寄贈本」の印があり、厳密には委託本ではないが、現在は「内務省委託本」として整理されている。



『図書日報 [昭和 8 年]3 月] 3 月 1 日のウラ
 ([内務省]発行、昭和 8 年 3 月)
 千代田図書館所蔵「内務省委託本」

『図書日報』には発売頒布禁止(発禁)処分を受けた図書も採録されているため、内務省から駿河台図書館へ寄贈された当時は、専ら事務用に用いられたのではないかと考えられる。



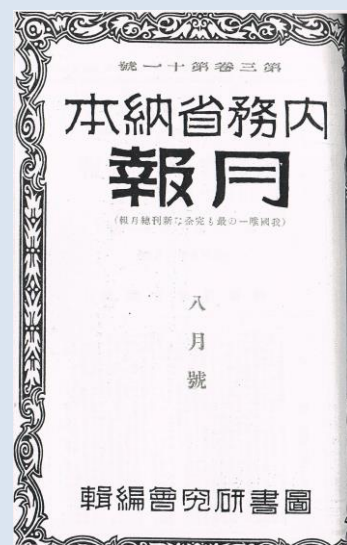
『図書日報 [昭和 8 年]3 月] 3 月 31 日のウラ
 ([内務省]発行、昭和 8 年 3 月)
 千代田図書館所蔵「内務省委託本」

各月毎に整理のための通し番号が書名の上に記されているが、これは本レポートの冒頭で紹介した、委託本の遊び紙や標題紙などに捺されている 3 桁までの数字の印と一致している。つまり、『図書日報』は、内務省に図書が納本された際につけられた、最初期段階の整理記録簿であり、その番号と同じ印が納本された図書に捺されていた。このため、『図書日報』と番号が捺された本を照らし合わせれば、従来は分からなかった納本または整理の順番や日付が判明する。このような記録簿が、なぜ千代田図書館に 4 か月分のみ所蔵されているのか。その理由は不明であるが、内務省内で行われた納本・検閲といった事務作業を考える上で、『図書日報』は重要かつ貴重な資料である。

『内務省納本月報』と『図書日報』との違い

『図書日報』は、内務省に納本された全ての図書を採録しているわけではない。採録されているのは、内務省内で「永久保存」(あるいは「永久保存之部」とも)に仕分けされた図書のみである。この「永久保存」という括りについては、戦前の新刊案内書である『内務省納本月報』の中に参考になる記述が見出せる。

『内務省納本月報』は、図書研究会という組織が編集し、大阪屋号書店から月刊で刊行された新刊案内書で、大正 15 年に『ブツクレビュー』の題号で創刊、昭和 3 年に『ブツクマン』と改題し、昭和 4 年から『内務省納本月報』の題号になった。先に引用した『研究調査参考文献総覧』にも挙げられており、「納本日報を分類したものである。それに出版界の時事や新刊紹介がついてゐる。(納本より二ヶ月後れる)」(P.30)とある。『図書日報』をベースにして分類・編集されたのが『内務省納本月報』ということだが、『内務省納本月報』の毎号巻頭に掲げられた「凡例」には、次のように記されている。



『内務省納本月報』
第 3 卷第 11 号 表紙
(図書研究会編、大阪屋号書店
発行、昭和 8 年 8 月)
首都大学東京図書館蔵

本月報は内務省図書課に日日届出づる新刊書納本の現品全部を日毎に同省へ図書研究会編輯員が出頭の上一々調査して編纂するものである。本誌編纂の主眼は官公版、私版書店版全部の新刊書総月報を完成するにある。今日坊間流布の新刊図書月報は、一書店或は書店組合の商品目録であつて、前記各版の新刊書を網羅してはゐない。

「内務省納本」を標榜する図書目録は本誌以外にも無いではないが、それは決して新刊書の納本全部を総合してはゐない。また内務省の「図書日報」は、日々の納本中同省図書課で倉庫に永久保存すべく選定したものだけを掲載するが、本誌は保存本と然らざるものとを一見判別し得るやうにして、双方全部を輯録した。尚各月の同類書目を分綴するに便利なやう相当の用意をした。

本書輯録の書目には、普通単行本の外、更に各種の叢書類並にパンフレット、リーフレットを始め年刊季刊の定期刊行物までも漏らさない。これらは図書文化の見地から各般の研究上必要と認めたからである。

『内務省納本月報』第 3 卷第 11 号(昭和 8 年 8 月)「凡例」より(下線は筆者による)

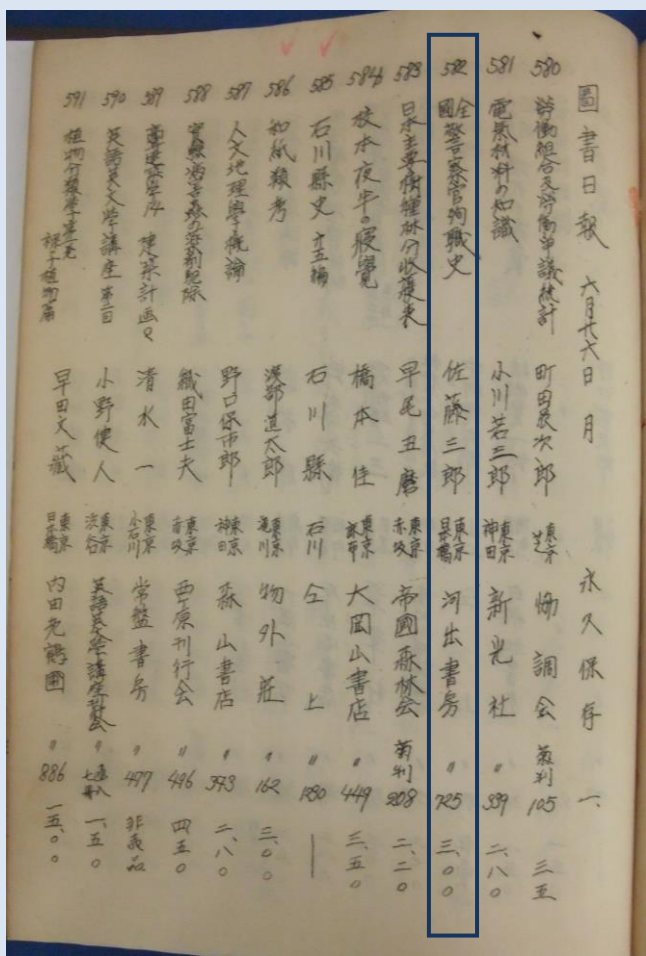
内務省に納本された図書は、内容によって「永久保存」されるものと、パンフレットのように「永久保存」されずに「一年保存」されるものとに仕分けられた。「永久保存」の図書は内務省の書庫に保存されたが、「一年保存」のものは後に売り払われるか、焼却処分された。この内務省における「永久保存」に関しては、『内務省納本月報』第 3 卷第 4 号(昭和 8 年 1 月)に掲載された無署名記事「彙報(七)」にも、「内務省図書課では、日々の新刊書納本中、比較的重要と認むるものを選抜し、之を省内に永久保存する事にしてゐる」と記されている。上に引用した「凡例」では、『図書日報』が「永久保存すべく選定したものだけを掲載」したと指摘されているが、それに対して『内務省

納本月報』は、「保存本と然らざるもの」、つまり「永久保存」の図書と「一年保存」のもの「双方全部を輯録した」と記されている。このように、「永久保存」の図書のみを採録した『図書日報』に対して、『内務省納本月報』は「永久保存」に仕分けられなかったものも採録している、という特徴がある。特に、昭和7年12月分を収録した『内務省納本月報』第3巻第5号(昭和8年2月)からは、採録した出版物の1点ごとに、それが「永久保存」であるか否かを記号によって判別できるように工夫されている。

なお、『図書日報』では発禁処分を受けた図書も採録しているが、『内務省納本月報』では採録されていない。また、『図書日報』に誌名のみ記載されている月刊雑誌についても『内務省納本月報』には採録されていない、という違いもある。

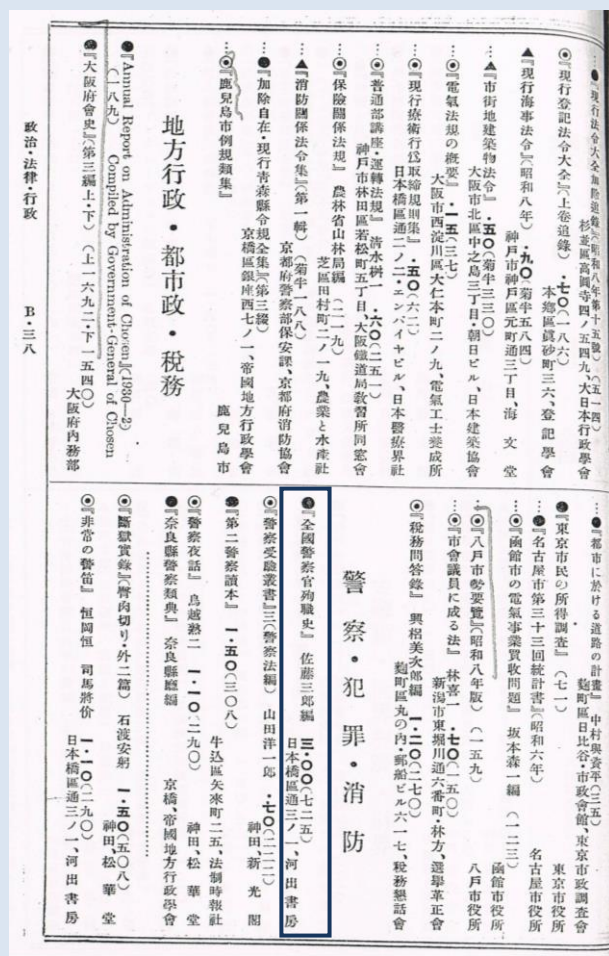
「永久保存」に仕分けられた図書の割合

『内務省納本月報』では、書名の上いくつかの記号が付されている。「●」「◎」「▲」などの記号は版型(本の大きさ)を表し、「…」の記号は“「永久保存」にはならなかったもの”を指す。つまり、「…」がついていないものは「永久保存」の出版物であることが分かる。例えば、本レポート冒頭で「582」の印が捺されていることを確認した『全国警察官殉職史』について見てみよう。『図書日報』では6月26日付の「582」番として記載されており、『内務省納本月報』では「…」がついていないので、2冊から得られる情報(内務省内で「永久保存」図書として仕分けされたこと)は一致する。



『図書日報 [昭和8年] 6月』6月26日のオモテ
([内務省]発行、昭和8年6月)

千代田図書館所蔵「内務省委託本」



『内務省納本月報』第3巻第11号
B(政治・法律・行政の頁目)38ページ

(図書研究会編、大阪屋号書店発行、昭和8年8月)

首都大学東京図書館蔵

先にも記した通り、『図書日報』が内務省で「永久保存」に仕分けられた図書(と一部の月刊雑誌)のみを採録しているのに対して、『内務省納本月報』では「永久保存」に仕分けられなかった出版物も採録していた。『図書日報』は厳密に言うならば、内務省で「永久保存」に仕分けられた納本図書のリスト、ということになる。

ここで、『図書日報』と『内務省納本月報』について、採録対象の違いを分かりやすく表にしてみよう。

	『図書日報』	『内務省納本月報』
図書	「永久保存」に仕分けられたもの (発禁本含む)	「永久保存」+ 「一年保存」に仕分けられたパンフレットなど (発禁本は含まない)
逐次刊行物	一部の月刊雑誌のみ採録	季刊誌・年刊誌を採録 月刊雑誌は非採録

逐次刊行物に関しては、上の表にも示したように、『図書日報』は一部の月刊雑誌のみ記載されている(図書のように番号は付されていない)。それに対して『内務省納本月報』では、季刊・年刊の逐次刊行物は採録されているものの、月刊雑誌は含まれていないという違いがある。そのため、逐次刊行物のうち、新聞などを除いた上での、『図書日報』と『内務省納本月報』それぞれの出版物採録点数の比較になる。『図書日報』が残っている期間の採録点数で比較すると、次のようになる。参考として、同時期の『出版警察報』に記載されている図書(単行本)の納本数(官庁出版物は含まない)を挙げた。

時期	①『図書日報』 (発禁本含む)	②『内務省納本月報』 (発禁本は含まない)	②-① (2誌の差)	③『出版警察報』 (単行本の納本総数)
昭和8年3月	561点	966点	405点	1,915点
昭和8年4月	757点	1,146点	389点	2,140点
昭和8年5月	757点	1,220点	463点	2,172点
昭和8年6月	698点	1,062点	364点	1,955点

この表で分かるように、『図書日報』と『内務省納本月報』の採録点数には、300~400点以上の差がある(②-①)。この差が、内務省で「永久保存」に仕分けされなかったため『図書日報』には採録されなかったが、『内務省納本月報』では採録されたパンフレット、年刊・季刊の逐次刊行物など、「一年保存」とされた出版物の点数にあたる。加えて、『図書日報』には『内務省納本月報』で除かれている発禁本も含まれているため、“処分を受けていない出版物の点数”で差を考えるならば、上記の数字よりももう少し大きくなるだろう。

『出版警察報』の点数は、禁止処分本と「永久保存に仕分けられなかった図書」を全て含んでいる数字であるが、『内務省納本月報』の倍程度の数を示している。『出版警察報』に示された数を当時発行された図書の総数とするならば、納本された図書のうちおよそ30~35%程度が「永久保存」へ仕分けられた(①÷③)、ということになる。

おわりに

戦前・戦中期の納本制度については、その実態を知るための資料は非常に乏しいのが現状である。そのような中、今回紹介した『図書日報』からはその日毎の納本整理数や「永久保存」に仕分けされた図書の点数と、納本された図書全体から見たおおよその割合が分かり、納本に関する事務の一端をうかがい知ることができた。

『図書日報』は現在のところ、千代田図書館に残る4か月分しか確認されず、内務省から当時の駿河台図書館へ寄贈された理由もよく分っていない。『図書日報』が発行された期間に関しては、東京堂発行の『出版年鑑』に、総目録を作成する際のデータとして昭和11年版から18年版まで誌名が掲げられていることと、先に見た『内務省納本月報』が昭和7年12月分から「永久保存」分を記号で表示したことを考え合わせると、昭和7年から17年頃までは発行されていたようだ。今後の資料調査を待ちたいが、これまでに記してきたように、『図書日報』は内務省における納本整理の実態を考える上で、大変興味深い資料であることは間違いない。

---Written by-----

牧 義之 1983年生。日本学術振興会特別研究員PD。2011年から「内務省委託本」研究会に参加。

千代田図書館蔵「内務省委託本」のご利用について

- 「内務省委託本」は閉架書庫に保管しており、事前に申請いただければ、どなたでも閲覧・撮影いただけます。
- 検索には、千代田図書館ホームページから「内務省委託本検索システム」、もしくは『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』掲載の目録をご利用ください。（OPAC、Web-OPACには対応していません）
- 詳しくは図書館職員までお問い合わせください。

発行：千代田図書館「内務省委託本」研究会 ※本資料内容の無断転載はご遠慮ください。

お問い合わせ：千代田図書館・企画「内務省委託本」担当 電話 03-5211-4290